

神戸市密集市街地防災まちづくり寄付受け事業 対象区域図

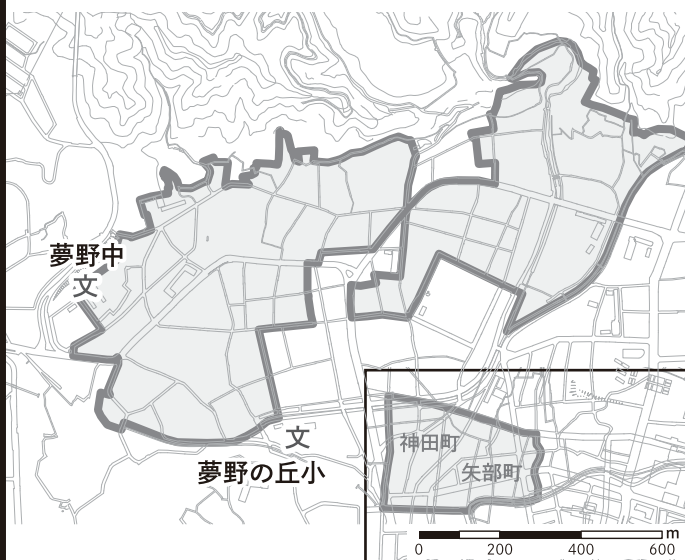
灘北西部地区

- 五毛通 2 丁目 ●薬師通 2 ～ 3 丁目
- 国玉通 2 丁目の一部, 3 ～ 4 丁目
- 上野通 4 ～ 6 丁目 ●赤坂通 1 ～ 5 丁目
- 畑原通 1 ～ 3 丁目, 5 丁目 ●天城通 1 ～ 3 丁目
- 福住通 1 ～ 3 丁目 ●中原通 1 丁目
- 倉石通 1 丁目 ●水道筋 2 丁目、3 丁目の一部



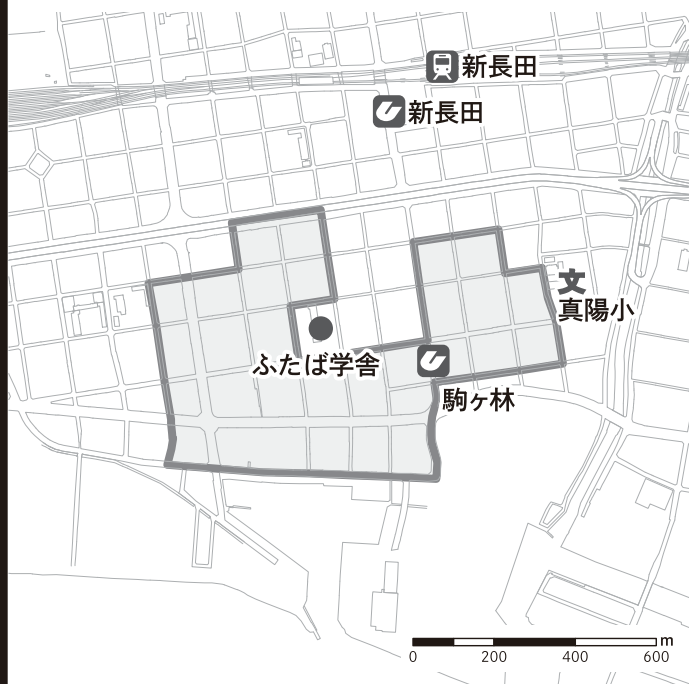
兵庫北部地区

- 氷室町 1 丁目の一部, 2 丁目 ●熊野町 2 ～ 5 丁目
- 鶴越町 ●夢野町 3 ～ 4 丁目 ●大同町 1 ～ 5 丁目
- 湊川町 8 ～ 9 丁目, 10 丁目の一部 ●雪御所町
- 菊水町 4 ～ 5 丁目, 7 ～ 9 丁目, 10 丁目の一部
- 石井町 1 ～ 6 丁目 ●都由乃町 1 ～ 2 丁目
- 湊山町 ●山王町 1 ～ 2 丁目 ●千鳥町 1 ～ 2 丁目
- 矢部町 ●神田町



長田南部地区

- 庄田町 2 ～ 4 丁目 ●腕塚町 7 ～ 8 丁目
- 久保町 3 ～ 4 丁目, 7 ～ 10 丁目
- 二葉町 2 ～ 4 丁目, 8 ～ 10 丁目
- 駒ヶ林町 1 ～ 2 丁目, 3 ～ 5 丁目の各一部, 6 丁目



東垂水地区

- 山手 2 ～ 3 丁目, 4 ～ 6 丁目の一部
- 東垂水 2 丁目 ●城が山 4 丁目の一部, 5 丁目
- 泉が丘 2 丁目, 3 ～ 4 丁目の一部, 5 丁目

